

## 議案第53号

### 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(利用の許可)</p> <p>第3条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事（<u>地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する福祉保健部長、同条例第2条の規定により設置される福祉保健部を構成する内部組織の長又は前条の規定により設置される鳥取県立社会福祉施設の長、次条に規定する指定管理者が鳥取県立社会福祉施設の管理を行う場合にあっては当該指定管理者。以下同じ。）の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(知的障害者更生施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例)</p> <p>第6条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。<u>以下「指定管理者条</u></p> | <p>(利用の許可)</p> <p>第3条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事（次条に規定する指定管理者が鳥取県立社会福祉施設の管理を行う場合にあっては、<u>当該指定管理者。第13条から第15条までにおいて同じ。）の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(知的障害者更生施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例)</p> <p>第6条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1項第1号</p> |

例」という。) 第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立皆生尚寿苑の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(知的障害児施設における使用料等の徴収)

第7条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号) 第5条第7項に規定する児童デイサービス(次条において「児童デイサービス」という。)及び同法第5条第8項に規定する短期入所(次条及び第9条において「短期入所」という。)に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の措置による利用については、この限りでない。

2及び3 略

(肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設における使用料及び手

及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立皆生尚寿苑の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(知的障害児施設における使用料等の徴収)

第7条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号) 第5条第8項に規定する短期入所(次条及び第9条において「短期入所」という。)に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の措置による利用については、この限りでない。

2及び3 略

(肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設における使用料及び手

数料の徴収)

第8条 児童デイサービスに係る鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用並びに短期入所に係る鳥取県立総合療育センターの利用については、障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法第21条の6又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の措置による利用については、この限りでない。

2及び3 略

4 鳥取県立総合療育センター及び鳥取県立鳥取療育園における健康保険法第63条第1項に規定する療養の給付の対象とならない予防接種並びに鳥取県立総合療育センターにおける同項に規定する療養の給付の対象とならない虫歯予防フッ素塗布については、同法第76条第2項の厚生労働大臣が定めるところにより行う算定方法に準じて算定した規則で定める額の使用料を徴収する。

5及び6 略

数料の徴収)

第8条 短期入所に係る鳥取県立総合療育センターの利用については、障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法第21条の6又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の措置による利用については、この限りでない。

2及び3 略

4 鳥取県立総合療育センターにおける健康保険法第63条第1項に規定する療養の給付の対象とならない予防接種及び虫歯予防フッ素塗布については、同法第76条第2項の厚生労働大臣が定めるところにより行う算定方法に準じて算定した規則で定める額の使用料を徴収する。

5及び6 略

(知的障害者更生施設における利用料金)

第9条 略

2～4 略

5 第1項から第3項までの利用料金は、指定管理者条例第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

(鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係る利用料金)

第10条 略

2 略

3 前2項の利用料金は、指定管理者条例第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

(軽費老人ホームにおける使用料又は利用料金)

第11条 略

2 鳥取県立福原荘の利用料金は、指定管理者条例第8条に規定す

(知的障害者更生施設における利用料金)

第9条 略

2～4 略

5 第1項から第3項までの利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

(鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係る利用料金)

第10条 略

2 略

3 前2項の利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

(軽費老人ホームにおける使用料又は利用料金)

第11条 略

2 鳥取県立福原荘の利用料金は、別に定めるところにより、指定

る協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

3及び4 略

別表第3（第11条関係）

略

管理者にその収入として収受させる。

3及び4 略

別表第3（第10条関係）

略

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の鳥取県立皆成学園、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用に係る使用料の徴収については、改正後の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第7条及び第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。